

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 緊急小口資金（特例貸付）のご案内

※申し込みは、郵送を原則としています。

◆貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯

※ただし、生活保護世帯は対象となりません。

◆貸付限度額

10万円又は20万円

※20万円の場合は、下記の条件が必要です。

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が4人以上いるとき。
- (4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- (6) (1)～(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

◆貸付方法（条件）

- (1) 据置期間（返済猶予期間）：1年以内
- (2) 償還期限（返済期間）：据置期間経過後2年以内
- (3) 貸付利子：無利子
※ただし償還期限後は延滞利子 年3.0%
- (4) 連帯保証人：不要

◆申込み方法・手続きについて

- (1) 現在居住している市町の社会福祉協議会へ電話等でご相談ください。
- (2) 「借入申込書」の様式を県又は市町社会福祉協議会のホームページからダウンロードするか、市町の社会福祉協議会から郵送等で入手の上、必要書類を添えて居住している市町の社会福祉協議会へ返送してください。
- (3) 市町の社会福祉協議会で申請を受理し、愛媛県社会福祉協議会で審査の上、貸付の可否を決定します。
- (4) 貸付が決定になった場合、貸付金をご指定の口座へお振込みします。

【申請に必要な書類等】

- 借入申込書
- 借用書（表）と重要事項説明書（裏）
- 本人確認書類のコピー（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証 等）
- 住民票（世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの）
- 貸付金を振込みする預金通帳のまたはキャッシュカードのコピー
（預金通帳は、銀行名・支店名・口座番号が記載されているページをコピー）
- 収入の減少状況に関する申立書
- 口座振替依頼書（※窓口対応時のみ> 必要な方は、電話確認時にお申し出ください）
- 必要書類チェックリスト

作成：愛媛県社会福祉協議会

◆問い合わせ先

社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会（大洲市総合福祉センター1階）

TEL：（0893）23-0313（月～金8：30～17：15 *土日祝は休み）